

四日市市告示 第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、手数料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智広

1 徴収等の事務を委託する手数料

四日市市病児保育事業関係手数料条例（平成29年四日市市条例第7号）に規定する病児保育サービス利用手数料

2 徴収等の事務を行うもの

（1）名称 医療法人里仁会 理事長 二宮 俊之
所在地 四日市市中部8番15号

（2）名称 桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一
所在地 四日市市桜花台一丁目35番地4

（3）名称 社会福祉法人宏育会 理事長 山川 正和
所在地 四日市市西大鐘町1580番地

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（こども未来部こども未来課）